



確定申告センターは 「ダイエー熊本店(大江)」2階です

町の申告会場は混雑が予想されます

確定申告センターが「ダイエー熊本店(大江)」2階に移転したことに伴い、町申告相談会場は、昨年同様混雑が予想され、待ち時間の大幅な増加でご迷惑をおかけする場合があります。

そのため、確定申告をされます方は、可能な限りダイエー熊本店(大江)をご利用いただくか、e-Tax(電子申告)や郵送による提出等をご利用いただきますようお願いいたします。

サラリーマンや年金受給者の方を対象とした 税理士による確定申告無料相談

(主催：南九州税理士会熊本西・熊本東支部)

開設期間	2月5日(金)～2月15日(月) ※土・日と2月11日(木)は除く
開設場所	ダイエー熊本店(大江) 2階
受付時間	午前9時～11時 午後1時～3時

ぜひご利用ください。

町の申告相談日について

会場 役場3階大会議室
期間 2月中旬から3月中旬

※詳細につきましては、1月下旬に全世帯に対し配布します
「日程表」をご覧ください。



個人住民税の「住宅ローン控除」の 申告書の提出が不要になります

対象となる方

税源移譲に伴い、所得税額が減額となったことにより所得税で控除しきれない住宅ローン控除額のある方で、下記の年に入居された方が対象になります。

- ・平成11年から平成18年までに入居された方
- ・平成21年から平成25年までに入居された方

注：平成19年から平成20年までに入居された方
所得税での控除期間を延長する特例の選択が設けられているため、個人住民税からの控除はありません。

今後の手続きは…(提出が不要の方)

これまで、毎年3月15日までに住所地の市区町村へ申告書を提出する必要がありました。

しかし、平成21年度税制改正により、年末調整や確定申告書での所得税における税額控除額(住宅ローン控除の記載内容)で個人住民税を計算しますので、平成22年度分以降につきましては、市区町村への申告書の提出は不要です。

なお、所得税の住宅ローン控除に変更はありませんので、年末調整や確定申告で手続きをしてください。

問い合わせ先

所得税に関すること……………熊本東税務署 ☎ 369-5566 (自動音声案内)

個人住民税に関すること………役場税務課住民税係 ☎ 286-3111 内線 355・141・142